（3）要配慮者（避難行動要支援者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人（要配慮者《避難行動要支援者》）です。こうした要配慮者（避難行動要支援者等）を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。この取り組みを着実に進めるため、個別計画を定めることが重要です。

|  |
| --- |
| * 要配慮者（避難行動要支援者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。   目や耳の不自由な人にも、醤報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。   * ﻿避難するときは、しっかり誘導する。 隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。 * ﻿困ったときこそ暖かい気持ちで接する。 非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。 * ﻿日頃から積極的にコミュニケーションを図る。 いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図ります。 * 要配慮者とは高齢者、障害者、乳幼児、その他（妊産婦、外国人、他）の特に配慮を要する人などです。 |

（4）支部長（自治会長）の取り組み

|  |  |
| --- | --- |
| 平常時の取り組み | 大規模災害時の取り組み |
| ●見守り愛チームが平時も大災害時も機能するように、自治会の中で話し合う。  ●定期的な年間予定を決め、防災資機材、器具等の点検を行い 初期消火や救出救護などに必要な物があれば買い求める。  ●要支援者台帳に記載されている人を各自治会の自治会長に連絡し、大規模災害時の対応を決めておく。  ●地域の一時避難集合場所を事前に決め、地域に周知徹底しておく。 | ●自治会長は見守り愛チームリーダーの「安否確認・被害状況調査書」による各チームの住人の安否確認と被害状況の確認を行う。  ●支部長は各自治会長からの報告を受け、現在の状況を本部に報告（携帯電話がつながらない状況時はトランシーバーで）する。避難所に避難する人たちが居れば本部に人数を報告し、支部長或いは自治会長が同道する。  ●自治会長及びチームリーダーは避難所に避難した家の防犯対応と、避難所に避難した旨の掲示が各家庭にしてあるか確認する。  ●その他、緊急事態への対応。 |